



# 戦争を繰り返さないために 平和な未来へ向けた取り組みを進めています

☎ 市 社会福祉課 ☎53-5123 FAX 53-5119

幾多の尊い命が奪われ、深い悲しみをもたらし、今も人々の中で癒えることのない深い傷として残る戦争の終戦から77年の歳月が経過しました。

時の経過とともに、戦争を体験した人々から、直接、当時の様子を聞く機会は失われつつあります。現在では、“戦争を直接体験していない人”も、戦争の悲惨さと平和の大切さを訴えていかなければなりません。もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならないという強い思いを、今を生きる私たちがそれぞれ胸に刻んでいくため、米原市では平和へ向けた様々な取り組みを行っています。

## 「市民とともにつくる非核・平和米原市民会議」の立ち上げ

平和の大切さを広く伝え、戦没者および戦争犠牲者への追悼の意を表する祈念碑の在り方について、具体的な協議を進めるよう市長から諮問を受け、市民や遺族会の代表ら6名で構成した「市民とともにつくる非核・平和米原市民会議」を立ち上げました。

令和3年11月26日に第1回会議を開催し、平和への取り組み、戦没者および戦争犠牲者への哀悼の在り方、忠魂碑に代わる新たな平和の象徴の建立など、全5回にわたって慎重かつ活発な意見が交わされました。

### 諮問の内容

- 1 市内に点在する忠魂碑の現状および課題に関すること
- 2 戦没者および戦争犠牲者への哀悼や新たな顕彰のかたちに関すること
- 3 市全体の平和の象徴として、非核・平和を祈念するモニュメントの建立に関すること



### 協議内容と経過

第1回

令和3年11月26日

- ・市民会議の立ち上げ
- ・市民会議の目的を説明
- ・諮問
- ・検討事項や諮問内容の協議
- ・今後の市民会議の進め方

第2回

令和4年1月28日

- ・検討事項や諮問内容の協議

第3回

令和4年3月9日

- ・検討事項や諮問内容の協議
- ・今後のスケジュール

第4回

令和4年5月25日

- ・第1回から第3回会議までの意見や課題
- ・答申に向けてのまとめ

第5回

令和4年6月30日

- ・答申(案)協議

答申

令和4年7月15日

- ・市長への答申
  - ・意見交換
- わたなべあきひこ  
渡邊暁彦座長から市長に対し、答申書が手渡されました。▶  
(答申内容は7ページへ)



## 答申内容(一部抜粋)

### ▼現存する忠魂碑について

戦後、長い月日が経過していく中で、遺族会の高齢化も進み、忠魂碑の維持管理の問題が顕在化しています。市内に建立している12基の忠魂碑の一部は、老朽化の進行や自然災害等により、倒壊の危険性をはらんでいることから、いずれかの段階で、解体・撤去の方向で対応せざるを得ないと考えられます。

その一方で、忠魂碑は、明治から令和にわたる、ひとつの歴史的建造物・文化財としての価値もあるため、次世代にどのように引き継いでいくかということを考える必要もあります。

忠魂碑の持つ歴史性を未来へ継承するためには、やむを得ず解体・撤去となる忠魂碑の跡地に説明板を残すなどの対応が必要であり、忠魂碑の歴史性を広く市民に周知するため、平和学習の資料として活用していくことが望ましいと考えます。

市内忠魂碑▶



### ▼平和祈念式典について

現在の平和祈念式典の在り方は、広く一般市民が参加しやすい平和祈念式典とすることが課題であり、市民や地域を巻き込み、戦争を知らない世代にとっては、平和の尊さを再確認する機会にできるとよいと考えます。式典の開催だけで終わることがないよう、平和祈念式典から地域の平和学習の取り組みにつなげ、悲惨な戦争の教訓を正しく未来に伝えていくことを期待します。



### ▼非核・平和を祈念する新たなモニュメント「<sup>いしづえ</sup>平和の礎」について

市内に現存する忠魂碑を整理するとともに、忠魂碑に慰霊されている戦没者約1400余柱の英霊への顕彰と、先の大戦で使用された、原子力爆弾により世界唯一の被爆国となった日本国民としての核兵器の廃絶への意志表示、そして、二度と再びあの忌まわしい戦争の惨禍を繰り返さないという強い信念と恒久平和を実現するため、非核・平和都市宣言自治体にふさわしい、新たな平和祈念のモニュメントを建立することは有意義なことと考えます。

新たなモニュメントは、これまで維持管理されてきた市遺族会の方々をはじめ、多くの市民が訪れやすい立地に建立されることが望ましく、悲惨な戦争の記憶を未来に継承し、新たな「追悼と平和祈念」の拠点となることを願っています。

刻銘板の設置を検討するにあたって、戦没者や戦争で犠牲になられた方々の名前を石に刻み、他人事としてではなく自らの問題として戦争の悲惨さと平和の尊さを胸に刻むことは大切な事柄だと考えます。具体的な方法等については、これまで市が取り組まれた「非核・平和都市」、「人権尊重都市」の理念を踏まえ、多くの市民が寄り添えるようなものになることを期待しています。

イメージ写真



# 市民の新たな平和祈念のモニュメントとして刻銘板を設置

市では、「市民とともにつくる非核・平和米原市民会議」の答申内容を踏まえ、非核・平和を祈念するモニュメントとして、新たに「平和の礎<sup>いしづえ</sup>」を建立し、刻銘板を設置します。

刻銘板には、現存する市内の忠魂碑の解体・撤去を検討する中で、市遺族会が保有する戦没者名簿に記載された約1400余柱を刻銘するとともに、住所や国籍を問わず、戦争による犠牲者の人々について、全国から広く刻銘希望者を募集します。

## 「平和の礎」刻銘希望者を募集中

締め切り

12月28日(水)

※申込者が300人に達した場合、  
早期に受付を終了します。

### 刻銘対象者 ※住所・国籍は問いません。

#### 日清戦争(明治27年(1894年)7月)以後の戦争による犠牲者<sup>\*1</sup>の人

申請書には刻銘対象者の戦中、戦後の実情等(推測を含む)に加え、現在の米原市とのゆかり<sup>\*2</sup>について日本語で100字程度のコメントを記載してください。

#### ※1 申し込みを募る戦争犠牲者【事例】

傷痕軍人、海外引揚者、戦後抑留者、各地空襲死亡者・病傷者、海外引揚船等遭難者、広島・長崎原爆被爆者、マラリアを含む疫病罹患患者、学徒動員経験者、学童疎開経験者、戦没者の父母・未亡人・遺児・兄弟等の家族、戦争孤児、先の大戦を背景に戦後生活困難者 など

#### ※2 現在の米原市とのゆかり【事例】

- ・刻銘対象者が米原市民の友人のところに一時期、身を寄せていた
- ・刻銘対象者が伊吹山、琵琶湖岸のことを思い出としてよく語っていた
- ・刻銘対象者が米原駅を利用した縁がある など

### 刻銘料

申込者が米原市に住民登録がある場合 … 5,000円

※申込者が米原市に住民登録がない場合は追加で1,000円が必要です。

### 申込方法

戦争犠牲者等刻銘申込書を社会福祉課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターへ提出ください。

※詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。



#### ▼刻銘の表記方法など、申し込み前にご確認ください

- ・戦争犠牲者の名前は、申込書に記載された通りに表記します。
- ・表記方法は、ヨコ書きとし、文字は白色塗装とします。
- ・日本語の場合、書体は明朝体です。
- ・刻銘の文字サイズは3センチ角とし、刻銘板1枚あたり150人程度(文字彫り面は片面)の刻銘です。
- ・刻銘板は、高さ1.3メートル、幅1.8メートルの石造りです。  
※沖縄県の平和祈念公園にある平和の礎<sup>いしづえ</sup>を参考にします。